

## 善監委告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき  
随時監査（工事監査）の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり  
公表します。

令和3年6月14日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 金崎大和

### 令和3年度随時監査（工事監査）の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき随  
時監査（工事監査）を実施したので、その結果を同条第9条の規定に基づき、次のとおり  
報告する。

#### 記

#### 1 監査の対象工事及び概要

対象工事 善通寺市新庁舎建設工事

工事場所 善通寺市文京町二丁目地内

##### (1) 工事概要

新庁舎建設工事

構造及び階数 鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造 4階建て

2階に図書館併設の複合施設

敷地面積 28,505.63 m<sup>2</sup>

建築面積 3,443.89 m<sup>2</sup>

延床面積 10,333.13 m<sup>2</sup>

現庁舎及び既存建物解体工事

外構工事

その他付帯工事

(2) CM（コンストラクション・マネジメント）業務受託者

日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

契約金額 38,556,000 円（消費税込）

発注形式 公募型プロポーザル（随意契約）

入札業者 参加5者

契約期間：平成29年5月12日～令和2年3月31日

(3) 設計業務受託者

株式会社東畑建築事務所大阪事務所

契約金額 159,840,000 円（消費税込）

発注形式 指名型プロポーザル（随意契約）

入札業者 指名7者 参加4者

契約期間 平成29年6月9日～令和2年1月31日

(4) 監理業務受託者

設計業務受託者に同じ

契約金額 45,210,000 円（消費税込）

発注形式 随意契約

契約期間 令和2年5月26日～令和4年9月30日

(5) 工事請負業者

請負業者 五洋建設株式会社四国支店高松営業支店

契約金額 4,515,500,000 円（消費税込）

請負率 81.61%

発注形式 制限付一般競争入札

入札業者 7者 入札回数1回

契約期間 令和2年5月15日～令和4年9月30日

工事進捗状況 計画進捗率 29.00% 実質進捗率 29.00%

（令和3年5月11日現在）

## 2 監査の対象部課

総務部総務課・都市整備部建築住宅課

## 3 監査の期間

令和3年4月1日から令和3年5月31日

工事技術調査実施日 令和3年5月11日

工事説明 総務部総務課4名・都市整備部建築住宅課2名

(参加者) 監理者 株式会社東畑建築事務所大阪事務所1名

(参加者) 施工者 五洋建設株式会社四国支店建設部1名

## 4 監査の方法

対象工事について、工事に関する計画、設計、積算、入札、工事監理、施工（電気工事・設備工事を除く）等が適切かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員からの説明を受け、また工事現場において施工状況等の調査を実施した。

なお、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に調査を委託し、技術士の派遣を求め、専門的見地から書類審査及び現地調査を行い、その意見を求めた。

## 5 監査の結果

書類審査及び現地検査の結果、監査時点における当該工事の計画、設計、積算、入札、工事監理、施工（電気工事・設備工事を除く）等は、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、技術調査を委託した公益社団法人大阪技術振興協会における調査結果の概要は、別紙のとおりである。

## 《総 評》

工事監査の調査対象工事は、「善通寺市新庁舎建設工事（建築）」である。

老朽化した現庁舎、庁舎別棟の建替え工事である。新庁舎の完成移転後に、現庁舎、庁舎別棟、その他旧施設の解体および既存埋設インフラ設備改修工事、外構整備工事も今回工事に含まれている。

調査時の現況は、新庁舎の基礎工事、鉄骨工事建方が完了し、鉄骨工事耐火被覆が順次施工中である。各階の床コンクリートは、計画工区ごとに打設が行われている。調査当日は1階2工区の床コンクリート打設中である。電気設備、機械設備工事は、外部建物周囲の埋設工事が完了している。躯体打込み配管、スリーブ取付中である。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について、書類の調査時点における整備状況は概ね良好である。

現場施工について、特に大きな問題は見られない。今後の各種検査の実施・確認、記録の整備など遺漏なきよう関係機関、監理業務受託者、工事請負業者と協議を密に行い対処されたい。